

# 「知的財産権侵害訴訟の実務ポイントと 具体的対応ワークショップ」

## ～当事者目線に立った対応を考える～



実務での最大の関心事の1つは、「今、ここ」で直面する課題（法律紛争）に焦点をあて、一定の時間的制約のある中で、当事者の視点から「対処療法的」に、課題（法律紛争）解決の途を具体的にイメージして明らかにしていくことです。原告あるいは被告の目線から、何をどのように考えて侵害訴訟の攻防が組み立てられていくのか？交渉から訴訟の開始・審理・終了までの各段階において、原告・被告それぞれの立場で注意すべき実務ポイントを条文の基本を踏まえつつ事例を織り交ぜ、実践的なあり方をワークショップを通して実感し考えていきます。また、幾つかの重要判決例から訴訟活動における訴訟実務の教訓を抽出し留意点を検討していきます。

体験談で味つけした紛争発生から訴訟に至る侵害訴訟を戦う実務ポイントを実感する講座です。

皆様のご参加をお待ちしております。

【主催】 一般社団法人大阪発明協会

【開催日】 平成29年10月20日（金） 10時00分～17時00分

【開催場所】 大阪大学中之島センター 7階講義室702

大阪市北区中之島 4-3-53 06-6444-2100

【講師】 三山 峻司 氏

（中之島シティ法律事務所 パートナー弁護士・弁理士）

【定員】 30名（定員になり次第締め切ります。）

【参加料】 会員 13,500円（一般 21,000円）

（テキスト代含む、消費税込み）

2名以上お申込みの場合、2人目から50%引き（大阪発明協会法人会員のみ）

※注意（1）3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返できません。

（2）聴講券、納品書又は請求書は、講座開催日の10日前頃に郵送いたします

（3）他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。

【申込先】 一般社団法人大阪発明協会（<http://www.jiiosaka.jp/>）

電話 06-6479-1910 FAX 06-6479-3930

【プログラム（予定）】

当事者視点から見た有効かつ具体的な訴訟活動の有り方について

- 1 当事者視点から直面する法律紛争（課題）に焦点をあてる  
「課題中心アプローチ」について
- 2 訴訟提起前の段階（前哨戦）
- 3 訴訟の段階（1）提起の段階（2）係属の段階（3）終結の段階
- 4 訴訟終了後の段階

※上記の1乃至4の各項目において小課題を出します。そして、受講者にも課題に対する対応を相互議論して頂く中でポイントを示し解説していきます。

- 5 知財訴訟に関わる主要裁判例から見る実務上の注目論点と実務者へのアドバイス

----- 切り取り線 -----

大阪発明協会 企画サービスグループ行き		FAX 06-6479-3930	
<b>中～上級 知的財産セミナー 申込書</b>			
2017年10月20日開催			
「知的財産権侵害訴訟の実務ポイントと具体的対応ワークショップ」			
申込日 平成 年 月 日			
会社名 又は氏名		部署名及び 連絡担当者	
ご住所 〒			
TEL		FAX	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		専攻（該当するものに○をしてください。） ・法律系 ・理工系 ・その他	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		専攻（該当するものに○をしてください。） ・法律系 ・理工系 ・その他	
※お申し込み者宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。 ※許可なくして講義内容を録音することを固く禁じます。			

お支払方法（予納金・現金・郵便振替・銀行振込）

1. 請求書（要 不要）
2. 予納金処理の方 得意先コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

振込先銀行 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182  
三菱東京UFJ銀行 中之島支店 普通預金 0042472

会員・非会員の区別（法人会員・個人会員  発明協会  一般